本 道民児連地区・市支部長 各 町村民生委員児童委員協議会長 様

> 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟 会 長 本 田 晴 子

北海道警察との「高齢者の安全対策に関する協定」の締結について

日頃より、本連盟事業の推進にご協力を賜り感謝申しあげます。

さて、平成27年6月17日発行の道民児連FAX事務通信でもお知らせしたとおり、去る6月11日に本連盟と北海道警察の間で標記協定を締結いたしました。

この協定は、民生委員が取り組む日常の相談支援や訪問活動と、警察が行う高齢者の犯罪被害防止対策や交通事故防止対策が密接に関連していることから、民生委員と警察が相互に協力することにより、高齢者が犯罪や事故のない安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的としています。

この協定の締結により、あくまでも"お互いの業務の支障のない範囲において"という前提はありますが、下記のとおり情報共有や相互連携等、民生委員活動を進めるうえで多大な効果が期待できるものと受けとめております。

なお、本協定に関しては北海道警察各方面本部、警察署等に通達されており、本連盟から各支部、町村民児協の連絡先等の情報提供をしている状況にあります。これにより、地元警察署や駐在所等から本協定に基づく具体的な取り組みに関するご相談があることが想定されます。

つきましては、本協定の趣旨をご理解いただき、市町村民児協におかれましては地 元警察署や駐在所と連絡調整のうえ、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりの ため一層のご尽力をいただきますようお願い申しあげます。

記

1. 協定概要

別紙『高齢者の安全対策に関する協定の締結について』、『高齢者の安全対策に関する協定書』、『(公財) 北海道民生委員児童委員連盟と連携した高齢者安全対策フローチャート』をご参照ください。

2. 本協定により期待される効果

(1) 警察との個人情報の共有

民生委員は民生委員法第15条の規定により守秘義務が課せられ、本人の同意を得られないときは個人情報の第三者提供は認められません。しかし、本協定の活動(目的)の範囲内においては、例外的な取扱いとして認められる「人の生命や財産を守る行動」を前提とした警察との個人情報の共有が可能となります。

(2) 警察官と共に戸別訪問

本協定の趣旨には、特殊詐欺をはじめとする高齢者を狙った犯罪の被害防止、また、交通事故防止に関するアドバイス及び情報発信を行うことが含まれています。民生委員と警察官が共に高齢者宅を訪問することで、高齢者の注意喚起が促されるとともに高齢者の安心感の高まりに期待することができます。

(3) 緊急時の対応

高齢者宅を訪問した際、高齢者の安否確認または犯罪や交通事故の被害前兆を認知した場合は、警察署に通報することで確実な安否確認を行うことができます。上記の"被害前兆"とは、例えば訪問しても呼びかけに反応しないなど、孤立死や室内での転倒事故が疑われるケースに遭遇した場合、警察署に通報し警察官の立ち合いのもとで安否確認ができることや、特殊詐欺の電話を受けたなど実例を訪問活動の中で察知した場合、互いの連携のもと、警察による犯人検挙に向けた捜査活動が行われることにより、被害拡大防止を図ることなどを想定しています。

(4) 犯罪被害防止・交通安全に関する情報提供

警察署より、地区の犯罪発生状況や交通事故実態等をタイムリーに情報提供いただけるとともに、必要に応じて定例会や研修会等で犯罪被害防止等をテーマにした講話を依頼する機会を持つことが可能となります。

3. 先行事例のご紹介

◆苫小牧市民生委員児童委員協議会

平成26年7月、苫小牧市民児協では苫小牧警察署と高齢者の安全対策にかかる申合せを行いました。①民生委員の訪問活動(高齢者宅)に、警察官が同行し特殊詐欺被害防止や交通安全について啓発を行うこと、②高齢者サロン等に警察官を招き防犯や交通安全をテーマとした講話をいただくことなどが主な協働の内容です。

効果としては、民生委員と警察署の関係が密になることで緊急時にスムーズな連携体制がとれること、実例をもとにした警察官による防犯啓発活動によって高齢者の安心づくりにつながることなどが期待できます。

4. その他

別紙の添付資料は、本連盟ホームページの「市町村民児協事務局専用ページ」からダウンロードすることができますので、定例会等での周知にご活用ください。

5. お問い合わせ・連絡先

\(\pi\)060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 北海道民生委員児童委員連盟(担当/馬川) TEL 011-261-2181 / FAX 011-261-3081

「高齢者の安全対策に関する協定」の締結について

1. 目的

民生委員児童委員(以下「民生委員」)は、高齢者世帯を訪問し、声かけ、安否確認や各種相談等を行うことを日常業務としていますが、これらは、警察が行う高齢者の犯罪被害防止対策や交通事故防止対策と密接に関連していることから、「高齢者の安全対策に関する協定」を締結し、警察と民生委員が相互に協力することにより、高齢者が犯罪や事故のない安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的とするものです。

2. 締結内容

(1) 民生委員と協働した高齢者世帯訪問による防犯・交通安全アドバイスや情報発信の実施

警察官が民生委員と共に高齢者宅を訪問し、特殊詐欺を始めとする高齢者を狙った犯罪の被害防止や交通事故防止に関するアドバイス及び情報発信活動を実施します。

(2) 高齢者の安否確認及び犯罪や交通事故被害の前兆を認知した場合における被害 防止等

民生委員が高齢者宅を訪問した際、安否確認が必要な場合や犯罪や事故の被害に遭うおそれがある場合における連絡体制を確立し、互いの連携により速やかな安否確認や初動捜査等を実施し、高齢者の安全確保と被害防止を図ります。

(3) 犯罪被害防止・交通安全に関する情報提供

各地区の民生委員に対し、警察が管内の犯罪の発生実態や交通事故実態について タイムリーな情報提供を行うとともに、各地区における民生委員児童委員協議会定 例会や研修会に警察官が講師として出席し、犯罪被害防止や交通安全についての情報提供やアドバイスを実施します。

高齢者の安全対策に関する協定書

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟(以下「甲」という。)と北海道警察(以下「乙」という。)は、高齢者の安全対策に関する協定を次のとおり締結する。

第一条 (目的)

この協定は、甲と乙が相互に協力することにより、高齢者が犯罪や事故のない安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的とする。

第二条 (協力の内容)

- (1) 甲、乙は、互いの業務に支障のない範囲において、協働して高齢者宅を訪問し、 犯罪被害防止及び交通安全に関するアドバイスや情報発信活動を推進する。
- (2) 甲は、その活動を通じ、高齢者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあることを認知した場合は、被害防止を図るため、乙と連携し安否確認等必要な措置を講ずる。
- (3) 乙は、甲に対して、高齢者に対する安全活動が適切に行われるよう、随時、犯罪被害防止及び交通安全に関する情報や資料を提供するとともに、甲からの要請に応じて、民生委員児童委員協議会定例会等への職員の派遣や助言を行うなど、適切な支援を行う。

第三条 (秘密の保持)

甲、乙は、この協定の運用に際して知り得た個人の情報を目的外に使用しないこととし、また、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

第四条 (効力)

この協定は、締結をもってその効力を有するものとし、甲、乙のいずれかが協定の 終了を通知しない限り、失効しないものとする。

第五条 (協議)

この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲、乙両者が協議の上決定するものとする。

(公財)北海道民生委員児童委員連盟と連携した高齢者安全対策フローチャート

